



ストップ狂犬病

犬の登録と予防注射は飼い主の義務

問い合わせ 環境課（市庁舎6階、☎65・4136）

恐ろしい病気 狂犬病

狂犬病は、狂犬病ウイルスを持つ犬などの動物にかまれたり、ひっかかれたりすると感染する人獣共通の感染症です。治療はなく、発症すると、ほぼ100パーセント死亡するといわれる恐ろしい病気です。

近年、日本では発生していませんが、世界のほとんどの地域で発生が確認されています。

畜犬登録と狂犬病予防注射は屋内犬もすべて対象

畜犬登録とは、市町村に飼い犬の所在地、犬種、生年月日などを

届け出ることです。この登録により、人間でいう戸籍にあたるものが作られます。

生後91日以上の犬は生涯に1度の畜犬登録、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。これは屋内で飼育している犬も同様です。

どうして予防接種と畜犬登録が必要なの？

狂犬病のまん延を防ぐためには、予防注射が重要です。また、狂犬病が発生した場合には、その地域のすべての飼い犬の検診などを速やかに行う必要があるため、飼い主の情報を、市が把握しておく必要があります。

畜犬登録の手続き

登録手続きをすると「鑑札」と「門標」が交付されます。（写真左下）
登録手続きは次の場所のほか、受け付け可能な動物病院もあるので、各動物病院に問い合わせてください。

場所▶環境課（市庁舎6階）、大正支所（大正本町西1）、川西支所（川西町西2）、一部の動物病院
登録手数料▶3000円

狂犬病予防注射の手続き

狂犬病予防注射は、動物病院などで接種でき、接種後「狂犬病予防注射済証」と「狂犬病予防注射済票（プレート）」が交付されます。（写真右下）

交付手数料▶550円

畜犬登録後交付



鑑札



門標

予防接種後交付



注射済票



アライグマにご用心

アライグマの生態と防除

問い合わせ 目撃情報などは環境課（市庁舎6階、☎65・4136）、農業被害に関する場合は農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

アライグマの増加による悪影響

アライグマは、もともと北米大陸からペットとして日本に輸入され、逃げ出したものが野生化し、増えたといわれています。

雑食で繁殖力が強く急激に個体数を増やし、納屋などをすみかにして汚します。また、農作物や水産物、家畜飼料、地域特有の動植物を食べるなど悪影響をもたらしています。特定外来生物に指定されています。

帯広市でも個体数が増えています

帯広市でのアライグマの捕獲頭

数は、平成27年度まで年間1〜2頭でしたが、平成28年度以降急増し、令和2年度は47頭となりました。令和元年度の北海道における被害額は、約1億2000万円となりました。

北海道にはアライグマの天敵となる生物がないため、個体数の増加とさらなる被害の拡大が懸念されています。

目撃情報をお寄せください

市ではアライグマによる被害を防ぐために、情報を集めています。アライグマを見掛けたり、足跡を見つけた場合は環境課に連絡してください。



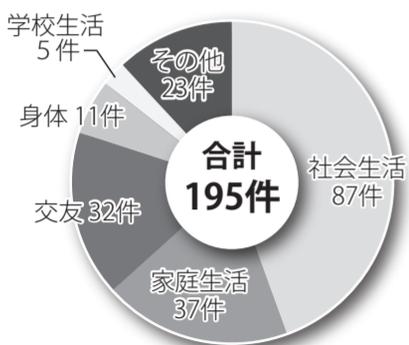
アライグマの足跡（農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル」）

写真提供：環境省

アライグマってどんな生物？

- 見た目** タヌキと似ているが、尻尾がしま模様で顔は眉間に黒い線がある。体重は4〜10キログラムほどで、柴犬ぐらいの大きさ。歩いたあとに人の手足のような足あとが残る。
- 暮らし** 夜行性。水辺の近くを好み、寒さに強く、北海道の冬も問題なく過ごせる。
- すみか** 樹洞、家屋の屋根裏や畜舎、物置、牧草ロールの隙間など。
- 食べ物** 雑食性。果物、トウモロコシ、家畜飼料など。

令和2年度の相談状況



令和2年度のヤングテレホン相談への相談件数は195件でした。相談内容は、職場の人間関係など社会生活に関するものや、親子関係など家庭生活に関するものが多くなっています。（図）

社会生活や家庭生活に関する相談が寄せられています

電話のほか、Eメール、面談での相談を受け付けています。なお、匿名での相談も可能です。

市では、子どもや若者とその家族が安心して悩みを相談できる窓口として「ヤングテレホン相談」を開設しています。身近な人に相談しづらい不安や困り事を相談してみませんか。



不安や悩みを話せる場所

ヤングテレホン相談

問い合わせ 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4113）



市ホームページID.1004815

ヤングテレホン相談

- 受付日時 月～金曜日（祝日を除く）、9時～17時30分
- 場所 西6条南6丁目3、ソネビル2階

専用電話 ☎ 22・8349
✉ wakamono-soudan@keisei-kai.jp

こんな悩みありませんか

- ◆本人
 - ・学校や職場でうまくいかない
 - ・誰にも相談できないことがある
 - ・悩みを友人や先生に相談してみたら解決しない
- ◆保護者や家族
 - ・子どもの様子が最近おかしい
 - ・不登校、ひきこもり、ニートなどに関する相談をしたい
 - ・子どもの学校生活や就学、就労について不安がある

誰かに悩みを話すことは、解決への第一歩となります。相談内容に応じて、教育や雇用などの専門機関を紹介します。気軽に相談ください。